

# 青森県の学校施設

公立学校建物実態調査（抄）

令和2年5月1日

青森県教育委員会

# 目 次

1 趣 旨	1
2 調査結果の概要	1
3 調 査 結 果	4
(1) 校舎・屋内運動場の保有面積	4
(2) 整備資格面積	8
(3) 校地面積	11
4 参 考 資 料	13

# 1 趣 旨

この「青森県の学校施設」は、令和2年5月1日現在で文部科学省が実施した「公立学校施設の実態調査」の結果に基づき、公立学校の建築面積、校地面積等本県の公立学校施設の実態を明らかにすることを目的に作成したものである。

## 2 調査結果の概要

令和2年5月1日現在における本県の公立学校総数は505校、その建物保有面積は、2,948,265㎡で前年度より1.6%の減となっている。

構造別にみると鉄筋コンクリート、鉄骨造等の非木造不燃化構造が97.7%（校舎97.4%、屋体99.0%）を占めている。

小・中・高校の整備資格面積についてみると157,041㎡で前年度より4.5%（校舎5.6%、屋体2.4%）減少している。

表1 総括表

(ア) 建物

(単位 ㎡)

項目	区分	構造別割合			建物別再掲		
		R	S	W	計	校舎	屋体
保有面積 (幼・小・中・高・特)		2,361,994 (80.1%)	518,802 (17.6%)	67,469 (2.3%)	2,948,265 (100.0%)	2,341,131 (79.4%)	607,134 (20.6%)
整備資格面積 (小・中・高)					157,041 (100.0%)	99,157 (63.1%)	57,884 (36.9%)

(イ) 土地

(単位 ㎡)

校地面積 (幼・小・中・高・特)	建物敷地	屋外運動場敷地	実験実習その他	計	借用
	6,295,715	8,220,469	2,070,690	16,586,874	103,877

表2 保有面積

(ア) 校舎

学校種別	学校数	面積	構造別面積・割合		
幼稚園	4校	4,411 <sup>m<sup>2</sup></sup>	R 49.5% 2,183 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 2.2% 99 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 48.3% 2,129 <sup>m<sup>2</sup></sup>
小学校	268	1,059,683	R 95.9% 1,016,746 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 1.4% 15,136 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 2.6% 27,801 <sup>m<sup>2</sup></sup>
中学校	153	696,214	R 96.2% 669,811 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 1.5% 10,242 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 2.3% 16,161 <sup>m<sup>2</sup></sup>
県立高校	60	491,112	R 88.4% 434,004 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 8.8% 43,189 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 2.8% 13,919 <sup>m<sup>2</sup></sup>
特別支援学校	20	89,711	R 92.6% 83,105 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 5.5% 4,944 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 1.9% 1,662 <sup>m<sup>2</sup></sup>
計	505	2,341,131	R 94.2% 2,205,849 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 3.2% 73,610 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 2.6% 61,672 <sup>m<sup>2</sup></sup>

(イ) 屋内運動場

学校種別	学校数	面積	構造別面積・割合		
小学校	265	271,786	R 31.1% 84,690 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 67.4% 183,104 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 1.5% 3,992 <sup>m<sup>2</sup></sup>
中学校	151	197,192	R 32.1% 63,221 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 67.2% 132,616 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 0.7% 1,355 <sup>m<sup>2</sup></sup>
県立高校	60	123,136	R 6.3% 7,707 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 93.4% 115,012 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 0.3% 417 <sup>m<sup>2</sup></sup>
特別支援学校	19	15,020	R 3.5% 527 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 96.3% 14,460 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 0.2% 33 <sup>m<sup>2</sup></sup>
計	495	607,134	R 25.7% 156,145 <sup>m<sup>2</sup></sup>	S 73.3% 445,192 <sup>m<sup>2</sup></sup>	W 1.0% 5,797 <sup>m<sup>2</sup></sup>

(注) 1 R . . . . . 鉄筋コンクリート造

S . . . . . 鉄骨・その他造

W . . . . . 木造

(注) 2 保有面積 . . . . . R未換算

校舎整備資格面積 . . . R換算 (高校については産振を除く)

} 以下同じ

表3 整備資格面積

項目 区分	校舎				屋内運動場			
	① 必要面積	② 保有面積	③ 整備資格 面積	③/①	① 必要面積	② 保有面積	③ 整備資格 面積	③/①
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
幼稚園	3,114	4,411	214	6.9				
小学校	946,952	1,059,683	49,547	5.2	281,721	271,786	32,356	11.5
中学校	571,675	696,214	16,966	3.0	189,793	197,192	18,485	9.7
県立高校	589,312	491,112	32,644	5.5	115,416	123,136	7,043	6.1
特別支援学校	139,440	89,711	53,175	38.1	23,704	15,020	10,191	43.0
計	2,250,493	2,341,131	152,546	6.8	610,634	607,134	68,075	11.1

表4 校地面積

項目 区分	建物敷地	運動場	実験 実習 その他	計	借用
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
幼稚園	11,112	13,370	4,685	29,167	0
小学校	2,690,380	2,926,477	303,587	5,920,444	22,417
中学校	1,897,958	2,710,249	326,437	4,934,644	74,889
県立高校	1,462,796	2,432,084	1,370,095	5,264,975	2,144
特別支援学校	233,469	138,289	65,886	437,644	4,427
計	6,295,715	8,220,469	2,070,690	16,586,874	103,877

### 3 調査結果

#### (1) 校舎・屋内運動場の保有面積

令和2年5月1日現在における全国の公立学校総数は37,528校で前年度より384校減少している。本県は505校で前年度より13校の減となっている。また、本県の保有面積は校舎2,341,131㎡、屋内運動場は607,134㎡であり、これは前年度より校舎で1.5%の減、屋内運動場で2.1%の減となっている。

表1 全国保有面積とその比較

割合 県/全国

区分	学 校 数			校 舎			屋 内 運 動 場		
	全 国	県	割合	全 国	県	割合	全 国	県	割合
幼 稚 園	4,085 校	4 校	0.1 %	3,490,998 ㎡	4,411 ㎡	0.1 %			
小 学 校	19,338	268	1.4	82,444,680	1,059,683	1.3	16,567,061	271,786	1.6
中 学 校	9,445	153	1.6	48,647,809	696,214	1.4	11,179,855	197,192	1.8
高 等 学 校	3,570	60	1.7	35,941,835	491,112	1.4	7,158,652	123,136	1.7
特別支援学校	1,090	20	1.8	5,984,576	89,711	1.5	745,553	15,020	2.0
計	37,528	505	1.3	176,509,898	2,341,131	1.3	35,651,121	607,134	1.7

小・中学校について、本県の校舎・屋内運動場の1校当たりの保有面積の年度別推移をみると表2のとおりである。1校当たりの保有面積は、屋内運動場は全国平均を上回っているものの、校舎は下回っている。

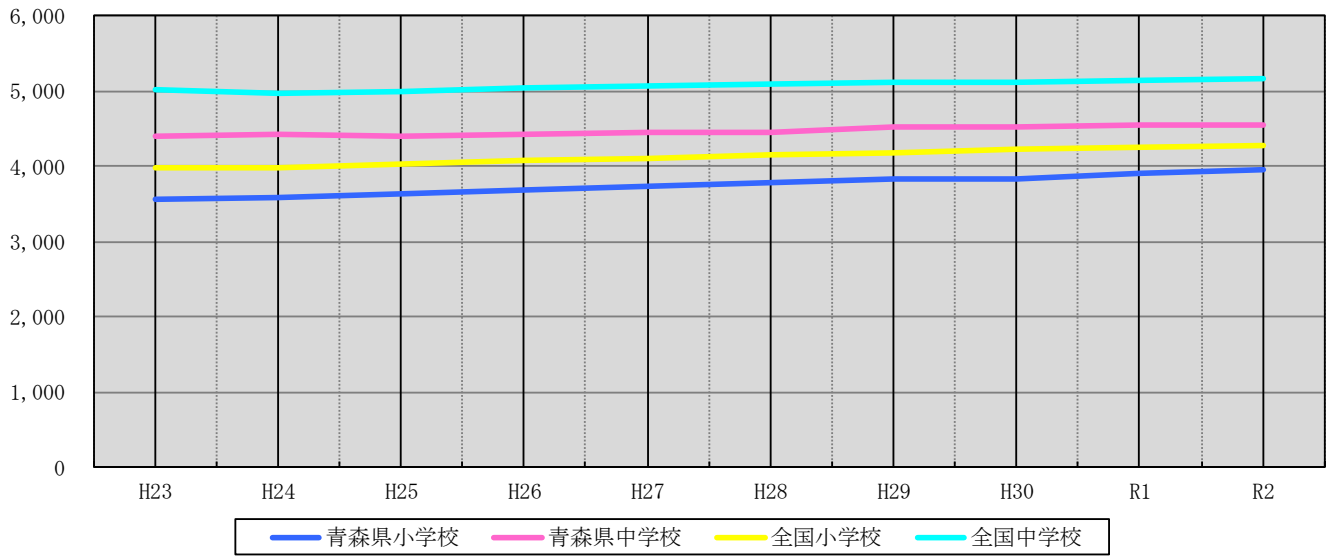
1人当たりの保有面積についてみると表3のとおりであり、校舎・屋内運動場とも、本県が全国平均を上回っている。

表2 1校当たりの保有面積の年度別推移

(ア) 校舎

(単位 m<sup>2</sup>)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	3,558	3,588	3,633	3,685	3,733	3,790	3,834	3,832	3,893	3,957
青森県中学校	4,410	4,423	4,393	4,415	4,445	4,456	4,519	4,513	4,549	4,554
全国小学校	3,982	3,979	4,020	4,066	4,108	4,151	4,182	4,217	4,240	4,267
全国中学校	5,014	4,978	4,998	5,035	5,061	5,086	5,107	5,118	5,136	5,155



(イ) 屋内運動場

(単位 m<sup>2</sup>)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	920	935	950	971	983	991	998	996	1,017	1,026
青森県中学校	1,234	1,240	1,254	1,252	1,253	1,247	1,265	1,278	1,304	1,306
全国小学校	814	819	826	832	837	843	847	851	874	876
全国中学校	1,142	1,146	1,153	1,161	1,164	1,171	1,175	1,178	1,221	1,223

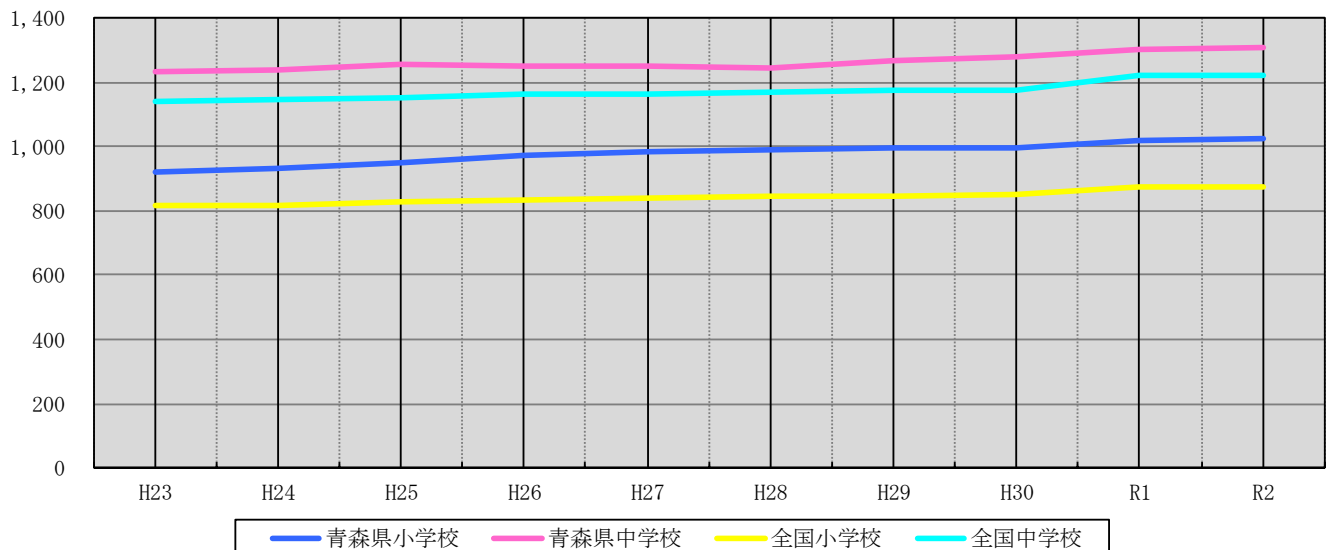
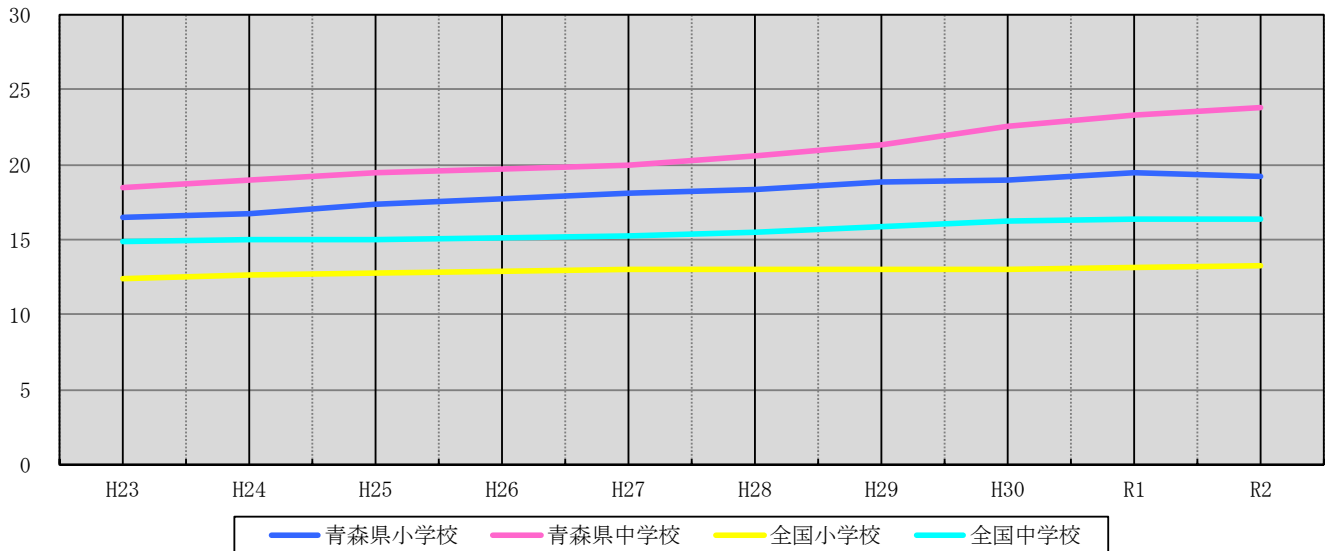


表3 1人当たりの保有面積の年度別推移

(ア) 校舎

(単位 m<sup>2</sup>)

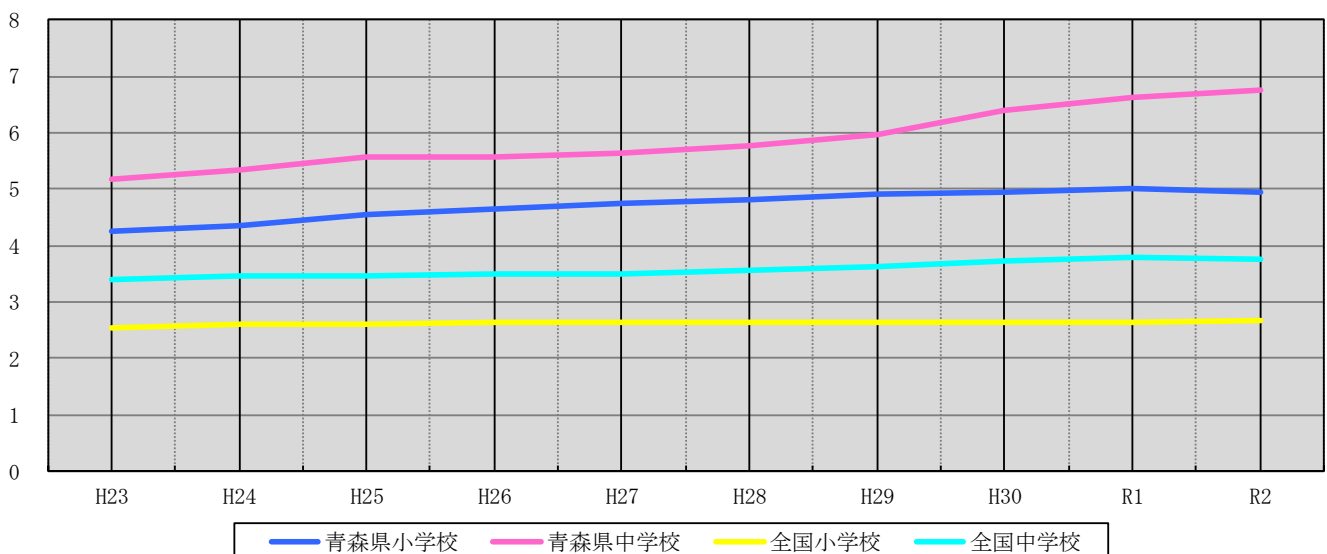
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	16.45	16.71	17.37	17.71	18.08	18.42	18.82	18.95	19.42	19.22
青森県中学校	18.52	19.03	19.50	19.67	20.02	20.63	21.38	22.58	23.29	23.87
全国小学校	12.39	12.68	12.78	12.90	12.98	13.05	13.07	13.09	13.18	13.27
全国中学校	14.86	15.01	15.02	15.14	15.28	15.52	15.83	16.23	16.40	16.40



(イ) 屋内運動場

(単位 m<sup>2</sup>)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	4.25	4.36	4.55	4.66	4.76	4.81	4.90	4.93	5.02	4.93
青森県中学校	5.18	5.33	5.56	5.58	5.64	5.77	5.98	6.40	6.63	6.76
全国小学校	2.53	2.61	2.62	2.64	2.64	2.65	2.65	2.64	2.65	2.66
全国中学校	3.38	3.45	3.47	3.49	3.51	3.57	3.64	3.74	3.78	3.77





小・中学校について保有面積を構造別にみると表4のとおりであり、本県の小・中学校の校舎における非木造建物の割合は、全国平均98.9%に対して97.5%、屋内運動場は98.9%に対して98.9%と校舎における割合は下回っており、屋内運動場は同じとなっている。

表4 構造別保有面積の比較

[単位 m<sup>2</sup> ( )内は構成比%]

		校 舎				屋 内 運 動 場			
		R	S	W	計	R	S	W	計
県	小学校	(96.0) 1,016,746	(1.4) 15,136	(2.6) 27,801	(100.0) 1,059,683	(31.1) 84,690	(67.4) 183,104	(1.5) 3,992	(100.0) 271,786
	中学校	(96.2) 669,811	(1.5) 10,242	(2.3) 16,161	(100.0) 696,214	(32.0) 63,221	(67.3) 132,616	(0.7) 1,355	(100.0) 197,192
全国	小学校	(96.0) 79,126,886	(2.7) 2,253,255	(1.3) 1,064,539	(100.0) 82,444,680	(53.5) 8,863,196	(45.3) 7,512,243	(1.2) 191,622	(100.0) 16,567,061
	中学校	(96.0) 46,719,238	(3.1) 1,515,351	(0.9) 413,220	(100.0) 48,647,809	(60.3) 6,744,333	(38.8) 4,334,081	(0.9) 101,441	(100.0) 11,179,855

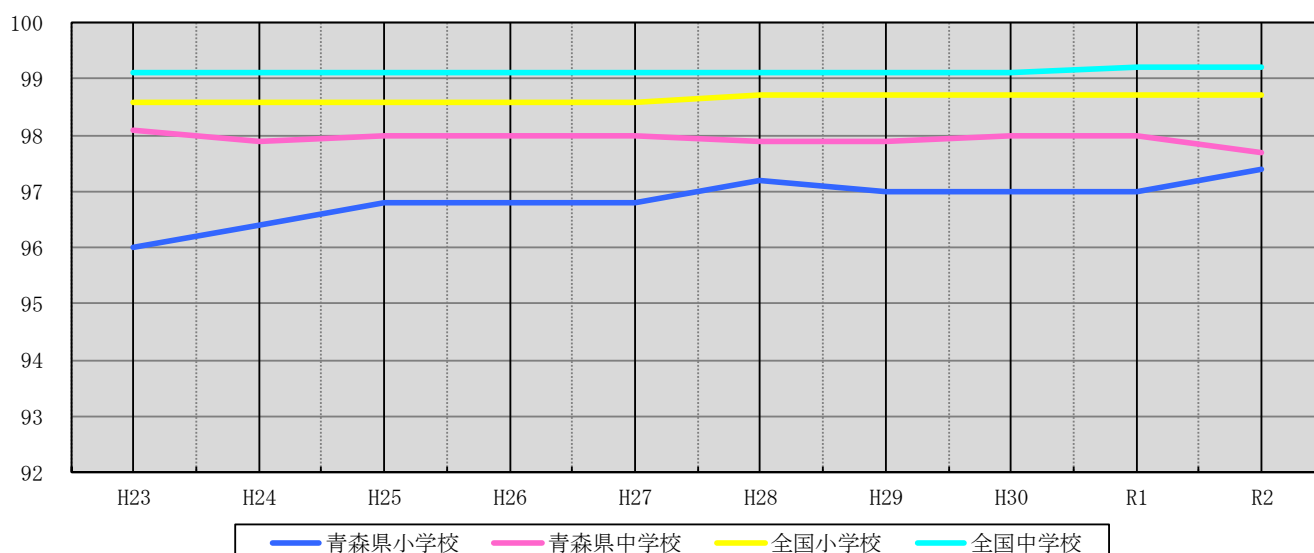
	校舎	屋内運動場
小中学校非木造	県 97.5%	98.9%
	全 国 98.9%	98.9%

表5 構造別非木造割合の年度別推移

(ア) 校 舎

(単位 %)

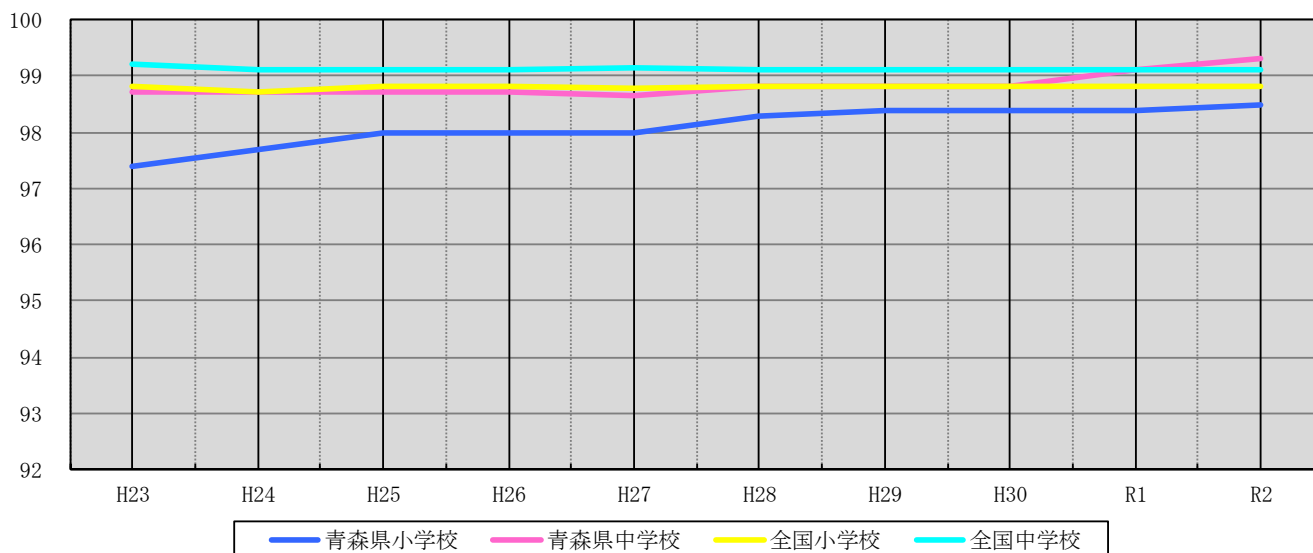
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	96.0	96.4	96.8	96.8	96.8	97.2	97.0	97.0	97.0	97.4
青森県中学校	98.1	97.9	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	97.7
全国小学校	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
全国中学校	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.2	99.2



## (イ) 屋内運動場

(単位 %)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	97.4	97.7	98.0	98.0	98.0	98.3	98.4	98.4	98.4	98.5
青森県中学校	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	99.1	99.3
全国小学校	98.8	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
全国中学校	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1



## (2) 整備資格面積

整備資格面積とは、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」で定める必要面積から保有面積を控除したもののことである。

本県の小・中学校の整備資格面積は、表1のとおりであり、必要面積に対する整備資格面積割合は、すべての区分で全国平均を下回っている。また、必要面積に対する整備資格面積割合の年度別推移は表2のとおりで、全国・本県とも減少傾向にある。

表1 必要面積に対する整備資格面積の割合

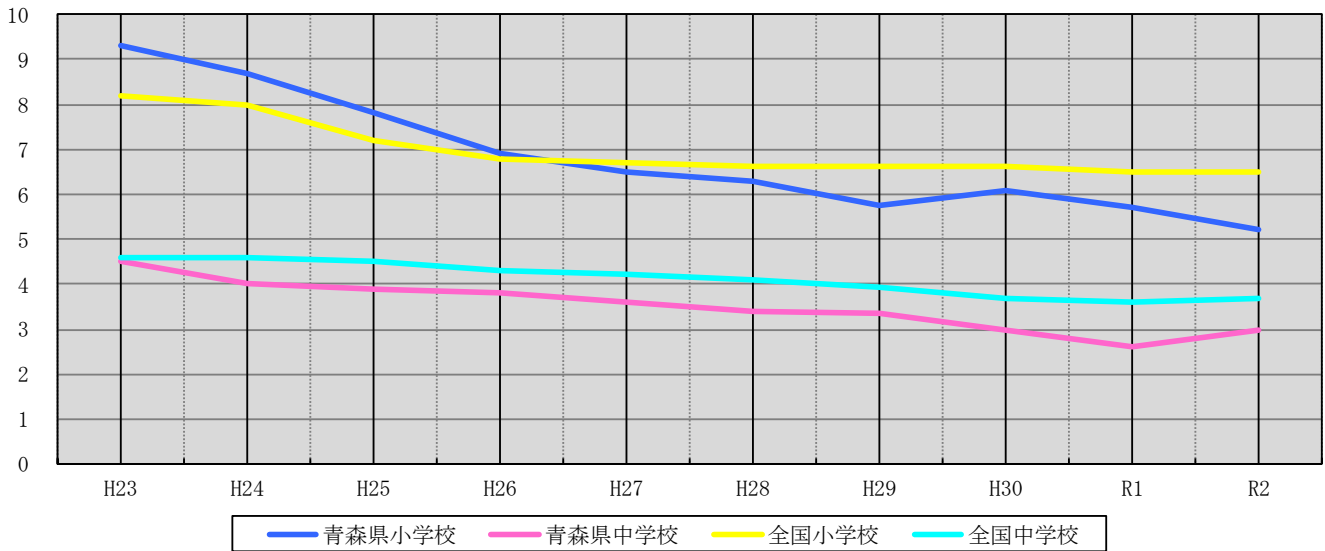
区 分	項 目		学 校 数 A	保 有 面 積	必 要 面 積 B	整 備 資 格 面 積 C	C / B
	校舎	屋体					
県	小 学 校	校舎	268	1,059,683 <sup>m<sup>2</sup></sup>	946,952 <sup>m<sup>2</sup></sup>	49,547 <sup>m<sup>2</sup></sup>	5.2 <sup>%</sup>
		屋体		271,786	281,721	32,356	11.5
	中 学 校	校舎	153	696,214	571,675	16,966	3.0
		屋体		197,192	189,793	18,485	9.7
全国	小 学 校	校舎	19,338	82,444,680	77,558,905	5,077,410	6.5
		屋体		16,567,061	19,623,318	4,050,745	20.6
	中 学 校	校舎	9,445	48,647,809	42,200,503	1,575,129	3.7
		屋体		11,179,855	11,285,074	1,691,677	15.0

表2 必要面積に対する整備資格面積割合の年度別推移

(ア) 校舎

(単位 %)

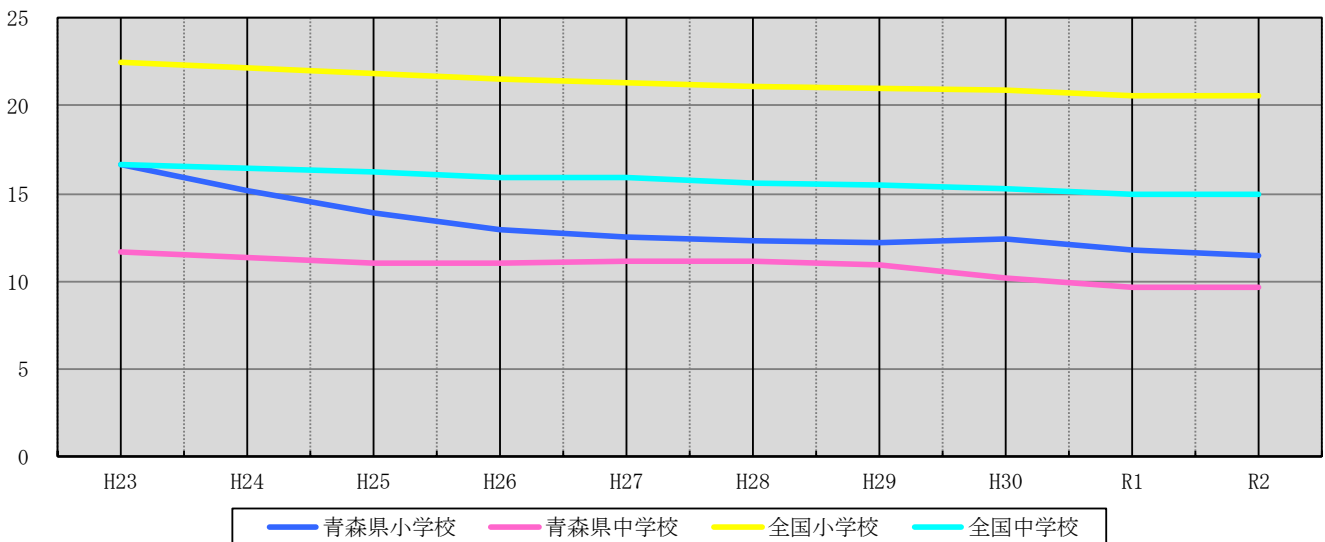
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	9.3	8.7	7.8	6.9	6.5	6.3	5.7	6.1	5.7	5.2
青森県中学校	4.5	4.0	3.9	3.8	3.6	3.4	3.3	3.0	2.6	3.0
全国小学校	8.2	8.0	7.2	6.8	6.7	6.6	6.6	6.6	6.5	6.5
全国中学校	4.6	4.6	4.5	4.3	4.2	4.1	3.9	3.7	3.6	3.7



(イ) 屋内運動場

(単位 %)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	16.6	15.2	13.9	12.9	12.5	12.3	12.2	12.4	11.8	11.5
青森県中学校	11.7	11.4	11.0	11.0	11.1	11.1	10.9	10.2	9.6	9.7
全国小学校	22.5	22.2	21.8	21.5	21.3	21.1	21.0	20.9	20.6	20.6
全国中学校	16.6	16.4	16.2	15.9	15.9	15.6	15.5	15.3	15.0	15.0



次に本県小・中学校の整備資格面積割合を地域別にみると表3のとおりである。このうち、小学校の校舎及び屋内運動場では東津軽郡が、また、中学校の校舎及び屋内運動場では下北郡が本県全体の平均を大きく上回っている。

表3 地域別に見た整備資格面積割合

区分 郡市別	小 学 校						中 学 校					
	校 舎			屋 内 運 動 場			校 舎			屋 内 運 動 場		
	必要 面積 A	整備 資格 面積 B	B/A	必要 面積 A	整備 資格 面積 B	B/A	必要 面積 A	整備 資格 面積 B	B/A	必要 面積 A	整備 資格 面積 B	B/A
十 市	696,711 <sup>m<sup>2</sup></sup>	35,511 <sup>m<sup>2</sup></sup>	5.1%	202,794 <sup>m<sup>2</sup></sup>	23,531 <sup>m<sup>2</sup></sup>	11.6%	410,457 <sup>m<sup>2</sup></sup>	14,066 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3.4%	127,400 <sup>m<sup>2</sup></sup>	12,908 <sup>m<sup>2</sup></sup>	10.1%
東津軽郡	20,505	3,100	15.1	6,790	1,873	27.6	18,168	2	0.0	8,134	896	11.0
西津軽郡	14,952	0	0.0	4,610	288	6.2	10,423	0	0.0	4,648	574	12.3
中津軽郡	2,910	330	11.3	922	0	0.0						
南津軽郡	21,893	1,515	6.9	5,954	260	4.4						
北津軽郡	29,286	411	1.4	8,634	841	9.7	15,670	0	0.0	4,873	367	7.5
上北郡	78,252	4,571	5.8	22,369	1,938	8.7	49,069	892	1.8	16,421	1,359	8.3
下北郡	14,556	0	0.0	4,834	66	1.4	14,817	1,189	8.0	6,876	1,166	17.0
三戸郡	67,887	4,109	6.1	24,814	3,559	14.3	38,091	817	2.1	16,568	1,215	7.3
合 計	946,952	49,547	5.2	281,721	32,356	11.5	571,675	16,966	3.0	189,793	18,485	9.7

※ 中津軽郡は中学校なし

### (3) 校地面積

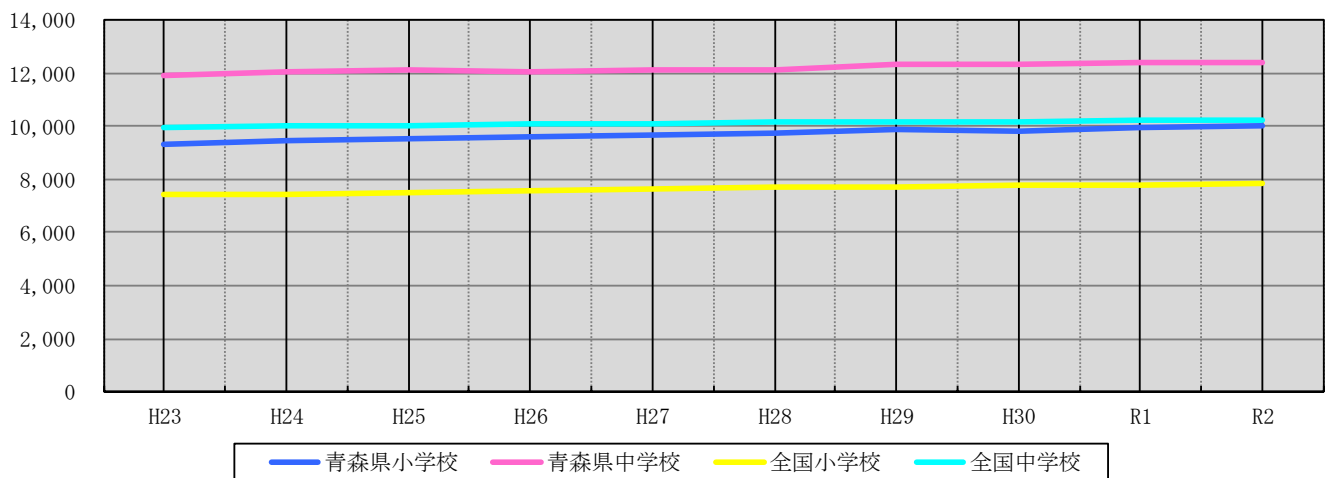
小・中学校の校地面積を建物敷地、屋外運動場敷地面積別、更に1校当たりの保有面積と1人当たりの保有面積とした表は表1、表2のとおりであり、いずれも全国平均を上回っており、特に屋外運動場敷地が大幅に上回っている。

表1 1校当たりの保有面積の年度別推移

(ア) 建物敷地

(単位 m<sup>2</sup>)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	9,288	9,437	9,556	9,603	9,685	9,748	9,865	9,795	9,947	10,039
青森県中学校	11,936	12,042	12,099	12,084	12,133	12,143	12,310	12,335	12,417	12,405
全国小学校	7,420	7,438	7,521	7,565	7,625	7,681	7,732	7,770	7,806	7,832
全国中学校	9,980	9,988	10,028	10,083	10,117	10,148	10,174	10,192	10,206	10,228



(イ) 屋外運動場敷地

(単位 m<sup>2</sup>)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	10,672	10,732	10,908	10,928	10,992	11,029	11,070	11,005	10,871	10,920
青森県中学校	17,349	17,327	17,402	17,399	17,784	17,682	17,661	17,665	17,811	17,714
全国小学校	7,771	7,837	7,877	7,916	7,948	7,986	8,003	8,016	8,030	8,045
全国中学校	12,797	12,897	12,934	12,956	12,984	13,013	13,033	13,025	13,027	13,015

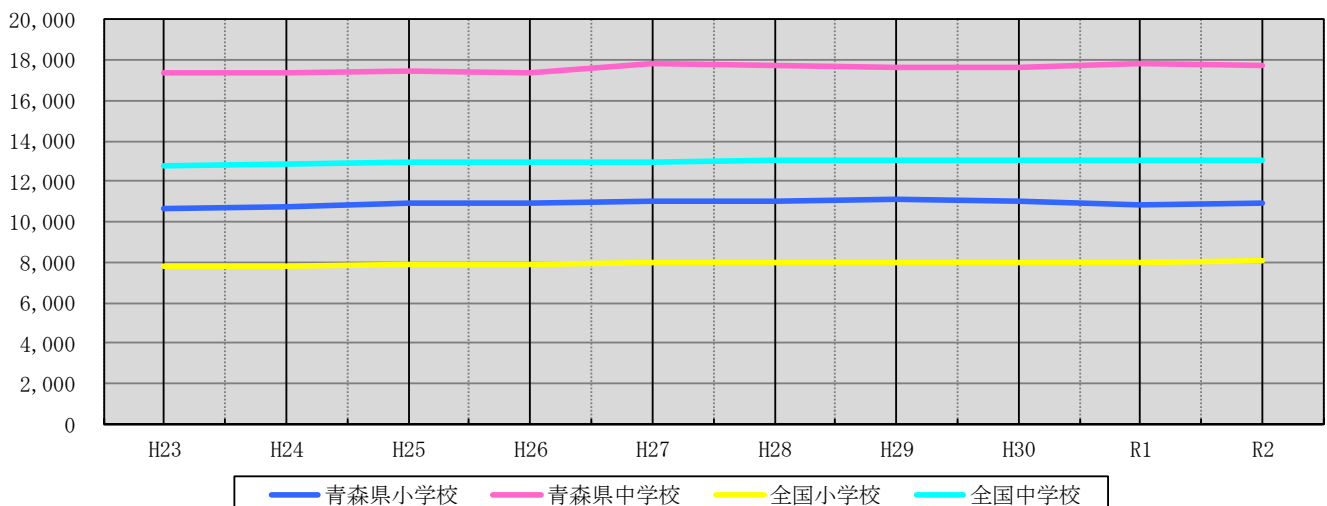
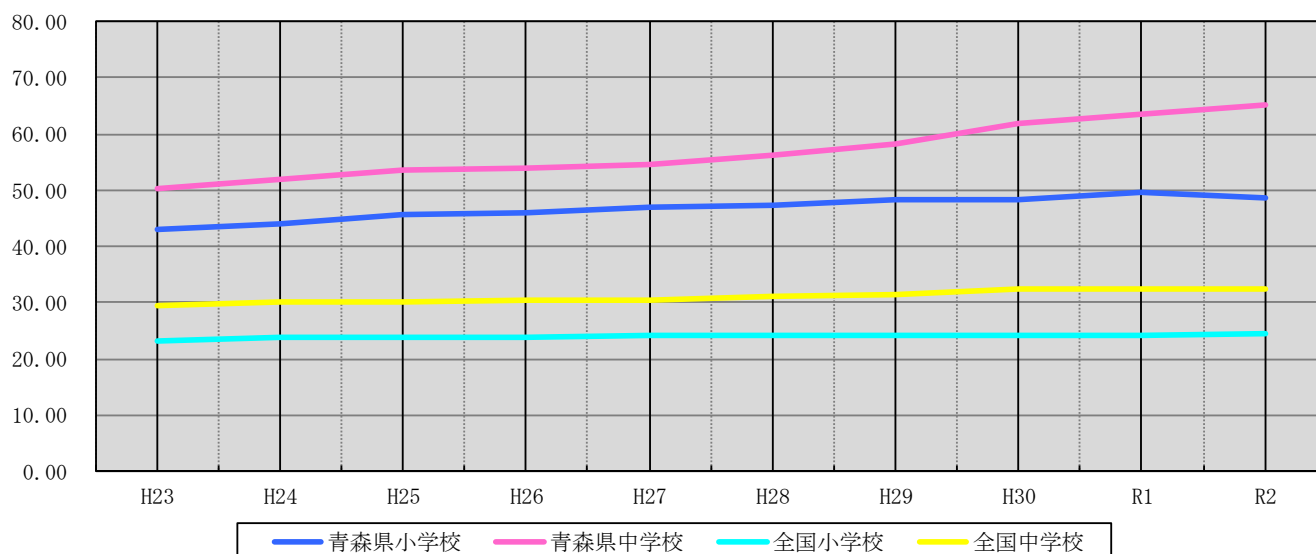


表2 1人当たりの保有面積の年度別推移

(ア) 建物敷地

(単位 m<sup>2</sup>)

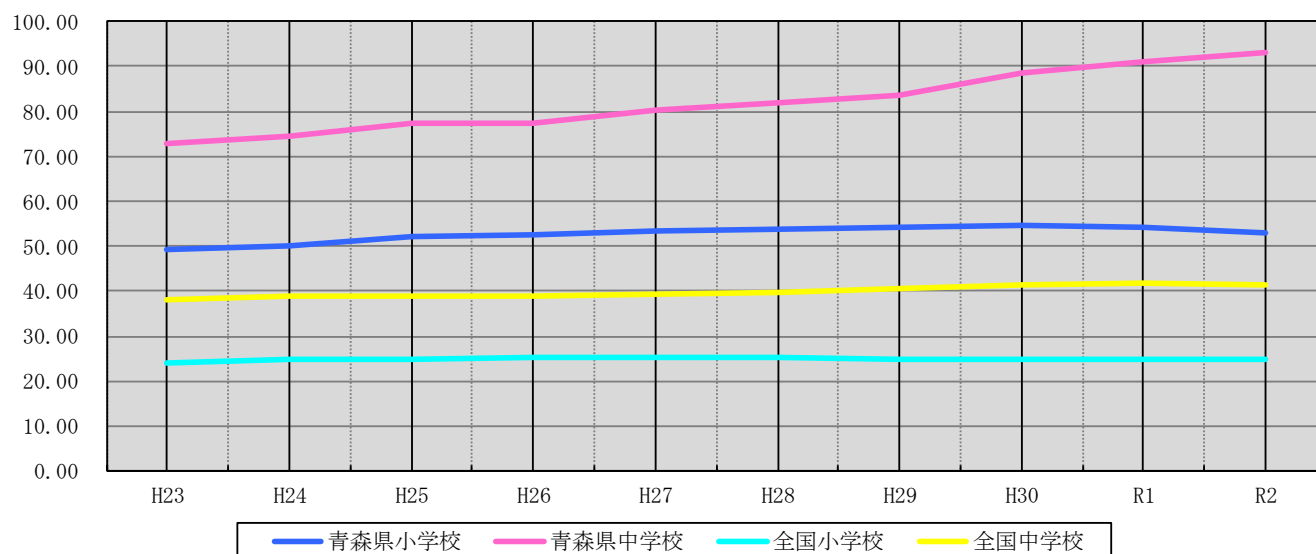
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	42.95	43.95	45.70	46.15	46.91	47.37	48.41	48.43	49.62	48.77
青森県中学校	50.13	51.80	53.71	53.83	54.63	56.22	58.23	61.71	63.56	65.02
全国小学校	23.09	23.70	23.90	23.99	24.09	24.14	24.17	24.13	24.27	24.36
全国中学校	29.58	30.11	30.13	30.32	30.55	30.96	31.54	32.32	32.59	32.55



(イ) 屋外運動場敷地

(単位 m<sup>2</sup>)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県小学校	49.35	49.98	52.17	52.52	53.24	53.59	54.33	54.41	54.23	53.05
青森県中学校	72.86	74.53	77.25	77.51	80.08	81.87	83.54	88.38	91.18	92.84
全国小学校	24.18	24.97	25.03	25.11	25.11	25.10	25.02	24.89	24.96	25.03
全国中学校	37.93	38.88	38.86	38.96	39.20	39.70	40.41	41.31	41.60	41.42



# 4 参 考 资 料

— 令和3年度 制度内容等 —

# 公立小中学校等施設整備費国庫負担（交付金）事業のあらまし

## 国庫負担（交付金）制度の概要

公立小中学校等の設置、管理、運営に関する経費は、学校教育法第5条に基づき、原則として学校の設置者が負担することとされているが、義務教育における学校施設の整備については、全国的に一定水準を確保する必要性があるため、次の助成措置がなされている。



## 国庫負担事業

- ・ 根拠法令等 地方財政法第10条  
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 事業名 小学校、中学校及び義務教育学校校舎及び屋内運動場の  
新增築事業 等

## 交付金事業

- ・ 根拠法令等 地方財政法第10条  
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条  
学校施設環境改善交付金交付要綱
- ・ 事業名 危険建物の改築事業  
不適格建物の改築事業  
地震防災対策事業 等



# 公立小中学校等施設整備費国庫負担（交付金）事業の主要事業

## 1 負担金事業

事業名	事業内容	負担率 (原則)	特 例	
			適用対象	負担率
新 増 築 事 業	小学校、中学校及び義務教育学校 (以下「小中学校等」という。) 校舎の新増築	1/2	原子力、特別豪 雪地帯の分校	※5.5/10
	小中学校等屋内運動場の新増築			
	小中学校等の統合校舎等の新増築	小中学校等の規模適正化のために統合する場合に必要な 校舎又は屋内運動場の新築又は増築	1/2	原子力、過疎地 域

## 2 交付金事業

事業名	事業内容	負担率 (原則)	特 例		
			適用対象	負担率	
改 築 事 業	危険建物の改築	1/3	過疎地域、原子力、 特別豪雪地帯、振興 山村(財政力指数0.4 未満)	※5.5/10	
	不適格建物の改築	1/3	過疎地域、原子力、 特別豪雪地帯、振興 山村(財政力指数0.4 未満)	※5.5/10	
地 震 防 災 対 策 事 業	不適格改築 (地震防災対策特別措置法)	1/3	地震防災緊急事業五 箇年計画に基づく小 中学校等の校舎及び 屋内運動場(Is値0.3 未満又はコンクリー ト強度等の問題によ り、やむを得ず行う 改築工事)	1/2	
	耐 震 補 強	地震防災上補強を要する建物の補強	1/3	地震防災緊急事業五 箇年計画に基づく小 中学校等の校舎及び 屋内運動場 (Is値0.3未満)	2/3
			1/3	地震防災緊急事業五 箇年計画に基づく小 中学校等の校舎及び 屋内運動場 (Is値0.3以上0.7未 満)	1/2
			財政力指数1.0超	2/7	
長 寿 命 化 改 良 事 業	構造体の劣化対策など建物の耐久性を高めるなどにより施 設の長寿命化を図るための工事又は建物の長寿命化を図る 建物について、健全な状態に保つための予防的な改修工事  ・ 建築後40年以上経過した建物の長寿命化工事 ・ 建築後20年以上40年未満である建物等の予防改修工 事	1/3	/	/	
大 規 模 改 造	学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置及び建物の用 途変更に伴う改装等  主な事業内容 ・ 老朽施設改造－建築後20年以上の老朽施設の全面改修 (長寿命化改良事業の制度拡充にあわせて、補助事業を集 約し、令和4年度までの移行期間を経て廃止。) ・ 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部 改造 ・ 法令等に適合させるための工事 ・ スプリンクラーの設置 ・ 空調設置 ・ 障害児等対策施設整備 ・ 防犯対策施設整備	1/3	財政力指数1.0超	2/7	

事業名	事業内容	負担率 (原則)	特 例	
			適用対象	負担率
学校統合に伴う既存施設の改修	統合しようとする又は統合したことに伴い実施する校舎又は屋内運動場の改修	1/2	原子力、過疎地域	※5.5/10
へき地教職員住宅等	へき地学校等に勤務する教職員のための住宅の新築又は増築	1/2	過疎地域(統合)、特別豪雪地帯	※5.5/10
屋外教育環境施設の整備	屋外教育環境の整備(令和6年度国庫補助時限) ・グラウンドー芝張り、暗渠排水等の整備	1/3		
木の教育環境整備	木材を活用した教育環境の整備(令和4年度国庫補助時限) ・木のふれあいの場の整備 ・小中学校等の専用講堂の整備	1/3		
地域・学校連携施設整備	学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備(校舎又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時に行為されるものに限る。)(令和3年度国庫補助時限)	1/3		
防災機能強化	・建築非構造部材の耐震対策工事 ・児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事 ・屋外防災施設 ・自家発電設備整備(据置き式に限る。) ・その他防災機能強化に資する工事 ー既設太陽光発電設備等への自立運転機能の付加等	1/3		
太陽光発電等導入	太陽光発電設備、風力発電設備若しくは太陽熱利用設備又は蓄電池の設置	1/2		

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第2条の規定に基づく過疎地域に所在する小学校等の建物にあっては5.5/10、令和8年度までの間における特定市町村(過疎法附則第5条に規定する特定市町村をいう。)及び令和9年度までの間における特別特定市町村(同条に規定する特別特定市町村をいう。)に所在する小学校等の建物にあっては別記に定める算定割合

## 面積補助（新增改築事業等）の仕組み

### 国庫負担金（交付金）交付額の算出方法

#### 負担金

$$\left[ \text{整備資格面積} \times \text{建築補助単価} + \text{事務費} \right] \times \text{負担割合} = \text{負担額}$$

#### 交付金

$$\left[ \begin{array}{l} (a_1+a_2+a_3 \dots) = a \\ \text{又は} \\ (b_1+b_2+b_3 \dots) = b \end{array} \right] + \text{事務費} = \text{交付額}$$

a：施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額（※）に算定割合を乗じた額の総和

b：施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに要する経費の額に算定割合を乗じた額の総和

（※）配分基礎額…  $\text{補助資格面積} \times \text{建築補助単価}$

### 1 補助資格面積

#### 新增築の場合

$$\text{当該学校の学級数に応じた必要面積} - \text{当該学校の保有面積} = \text{整備資格面積}$$

#### 改築の場合（例：危険建物の改築）

当該学校の学級数に応じた必要面積

いずれか少ない面積

当該学校の保有面積

当該学校の保有面積のうち、危険でない部分※の面積

補助資格面積

※「危険でない部分」…耐力度点数が基準を満たしている部分

### 2 建築補助単価

建築（交付金）単価は、各都道府県の実情を勘案して、地域別に学校種別、建物区分、構造区分毎に定められている。

令和3年度小中学校建築単価（青森県）

建物区分	構造	建築単価（円／㎡）
校舎 <small>地域・学校連携施設（校）</small>	鉄筋コンクリート、木造	217,000
	鉄骨造	192,600
屋体（空調設備設置有り） <small>地域・学校連携施設（屋）、へき地教員宿舎</small>	鉄筋コンクリート、木造	265,200
	鉄筋コンクリートと鉄骨の中間造	255,200
	鉄骨造	231,800
屋体（空調設備設置無し） <small>地域・学校連携施設（屋）、へき地教員宿舎</small>	鉄筋コンクリート、木造	236,500
	鉄筋コンクリートと鉄骨の中間造	226,500
	鉄骨造	203,300

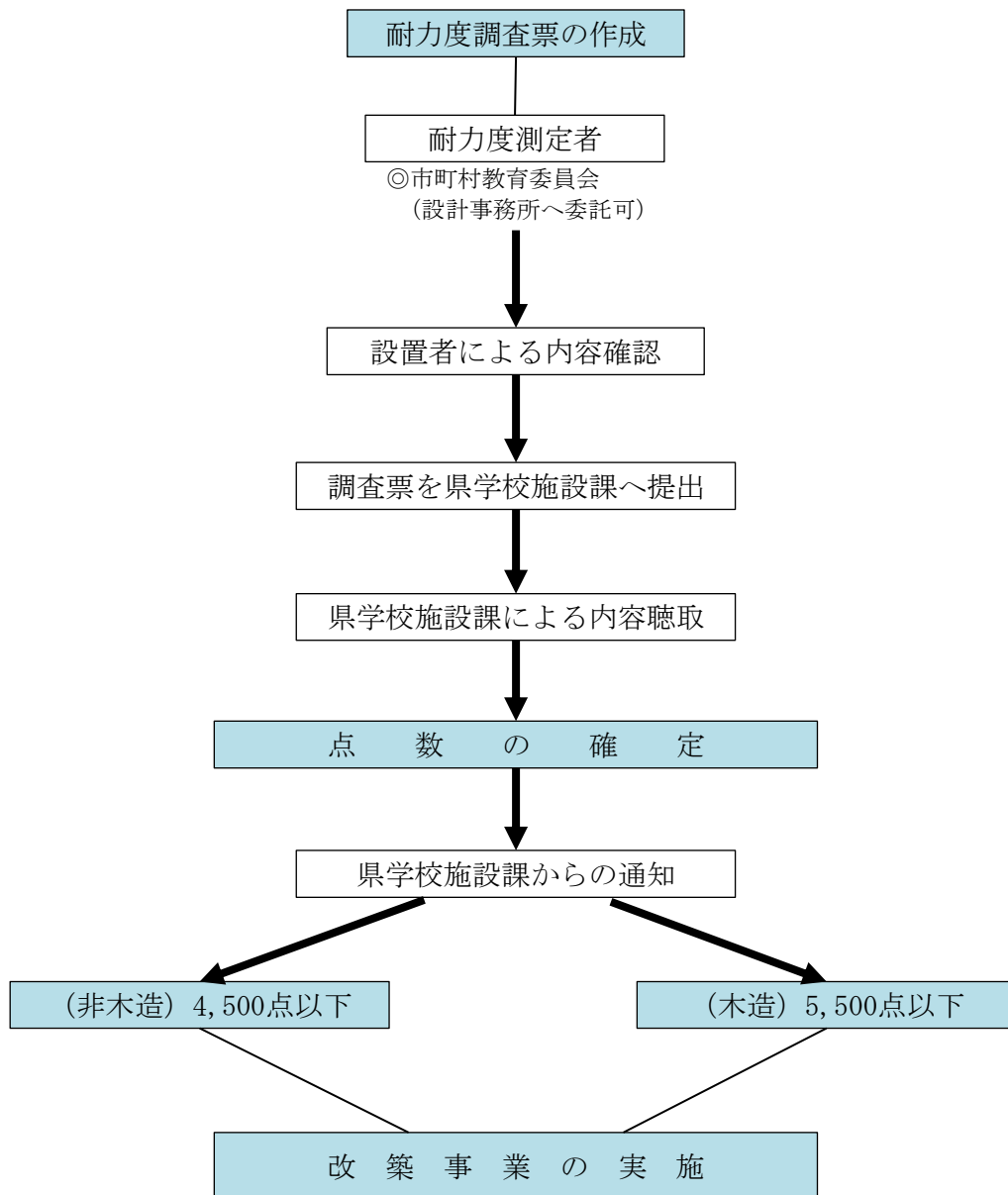
### 3 国庫負担（交付金）率

国庫負担（交付金）率は、原則として、新增築 2 分の 1、改築等 3 分の 1 の割合で国庫負担（交付金）を行っている。ただし、過疎、特別豪雪等の危険改築など、事業により負担率の嵩上げを行っているものもある。

## 耐力度調査及び耐震診断の手続き

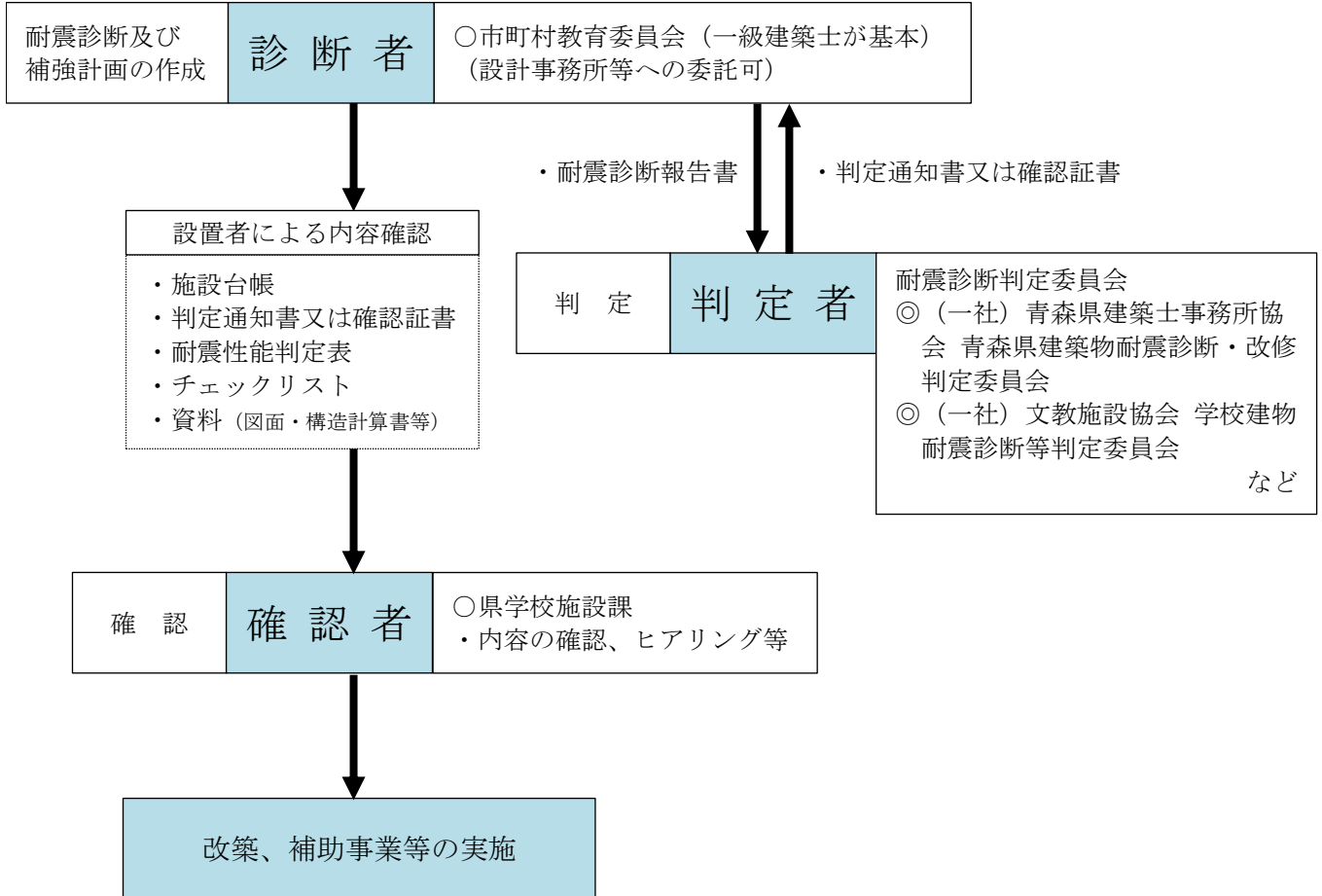
### 耐 力 度 調 査

公立小中学校等危険建物の改築事業として国庫補助を受けるには、改築する建物が「危険な建物である」と認められる必要がある。  
危険な建物と認められるためには、建物の構造・老朽度・地域特性等を点数化して表す「耐力度調査」を実施し、文部科学省の定めた基準より点数が下回らなければならない。



# 耐 震 診 断

不適格改築、地震防災対策事業（不適格改築、耐震補強）及び大規模改造事業（補強）を実施する際には、「耐震診断」（第2次診断以上）の実施が義務付けられている。



# 余裕教室の有効活用

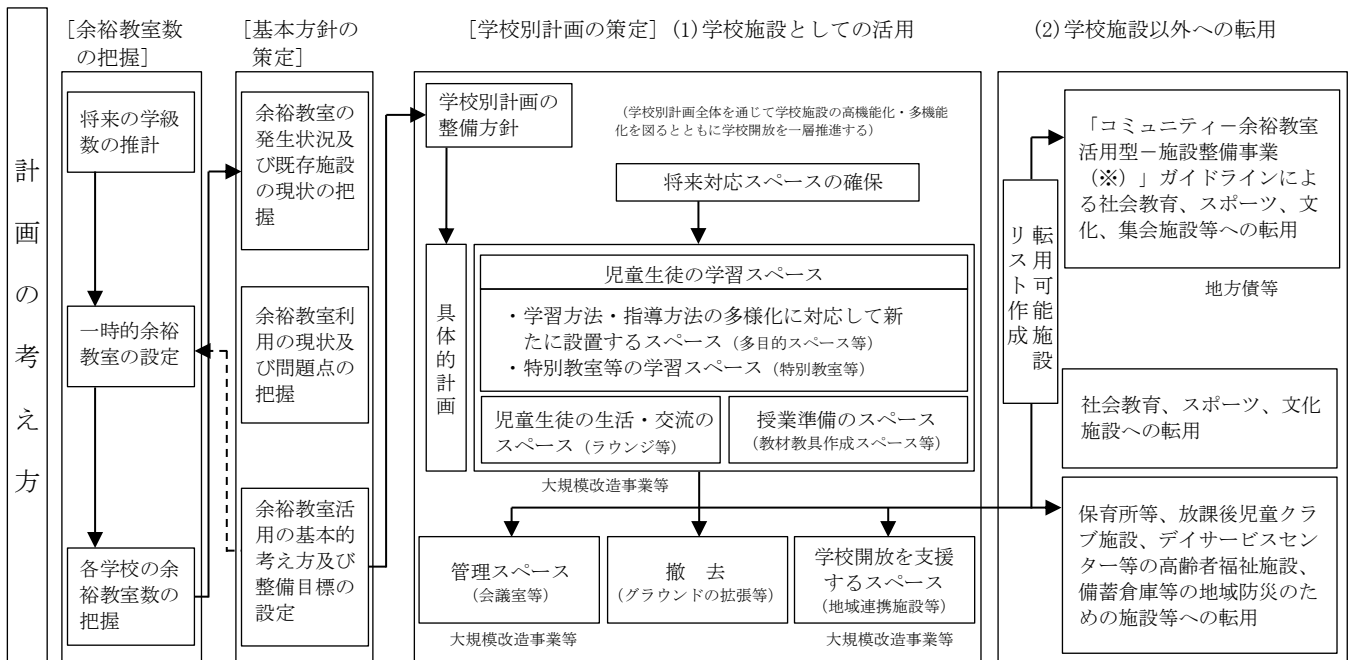
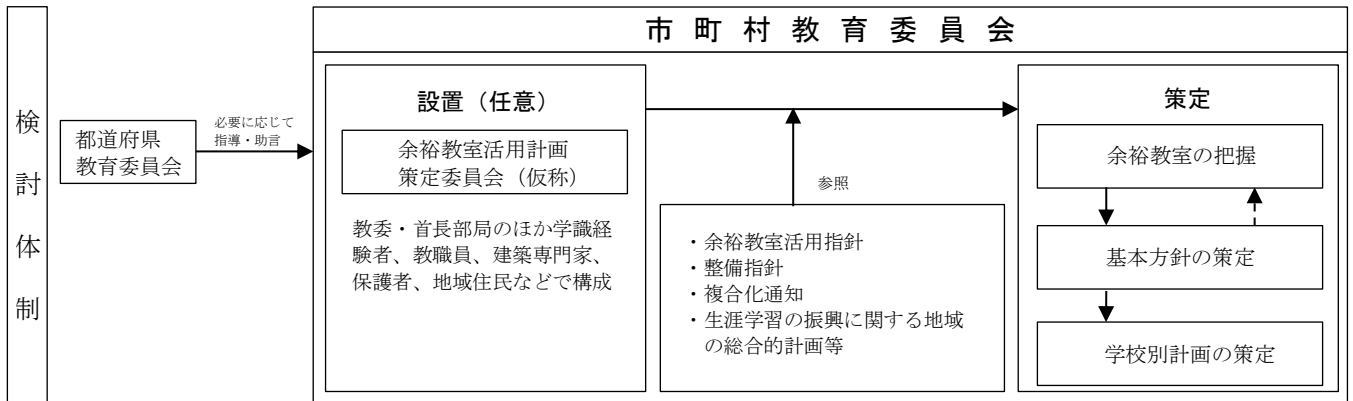
## 余裕教室とは

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

## 一時的余裕教室とは

現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室。

### ・余裕教室の活用フローチャート



※現在、この事業は廃止。

・ 余裕教室等活用に対する補助制度

- 学校施設に改造する場合  
 余裕教室を特別教室等の学校施設に改造する場合、大規模改造事業及び木の教育環境整備事業により国庫補助が受けられる。
- 学校教育以外の施設に転用する場合  
 余裕教室を保育所、放課後児童クラブ、高齢者福祉施設等に活用するにあたって必要となる黒板や教壇等の既存施設の撤去工事費等は、大規模改造事業（質的整備）により国庫補助が受けられる。その他の経費については、文部科学省の国庫補助事業の対象とはならないが、転用施設によっては、他省庁の国庫補助事業の対象となるものもある。

① 転用施設の改修に対する補助等

令和3年度（令和3年4月現在）

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁		
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	スポーツ庁	(独) 日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援第二課 施設整備支援係	
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	文化庁	文化資源活用課 支援係	
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室調整係	
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)			
	保育所等整備交付金			
	保育対策総合支援事業費補助金			
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)			子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室調整係
	保育所等整備交付金			子ども家庭局 保育課 予算係
	保育対策総合支援事業費補助金	子ども家庭局 保育課 予算係		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	子ども家庭局 保育課 (子育て支援課) 健全育成推進室		
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課		
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	文部科学省	初等中等教育局 幼児教育課	
	保育所等整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室調整係	
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	文部科学省	初等中等教育局 幼児教育課	
		厚生労働省	子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室調整係	

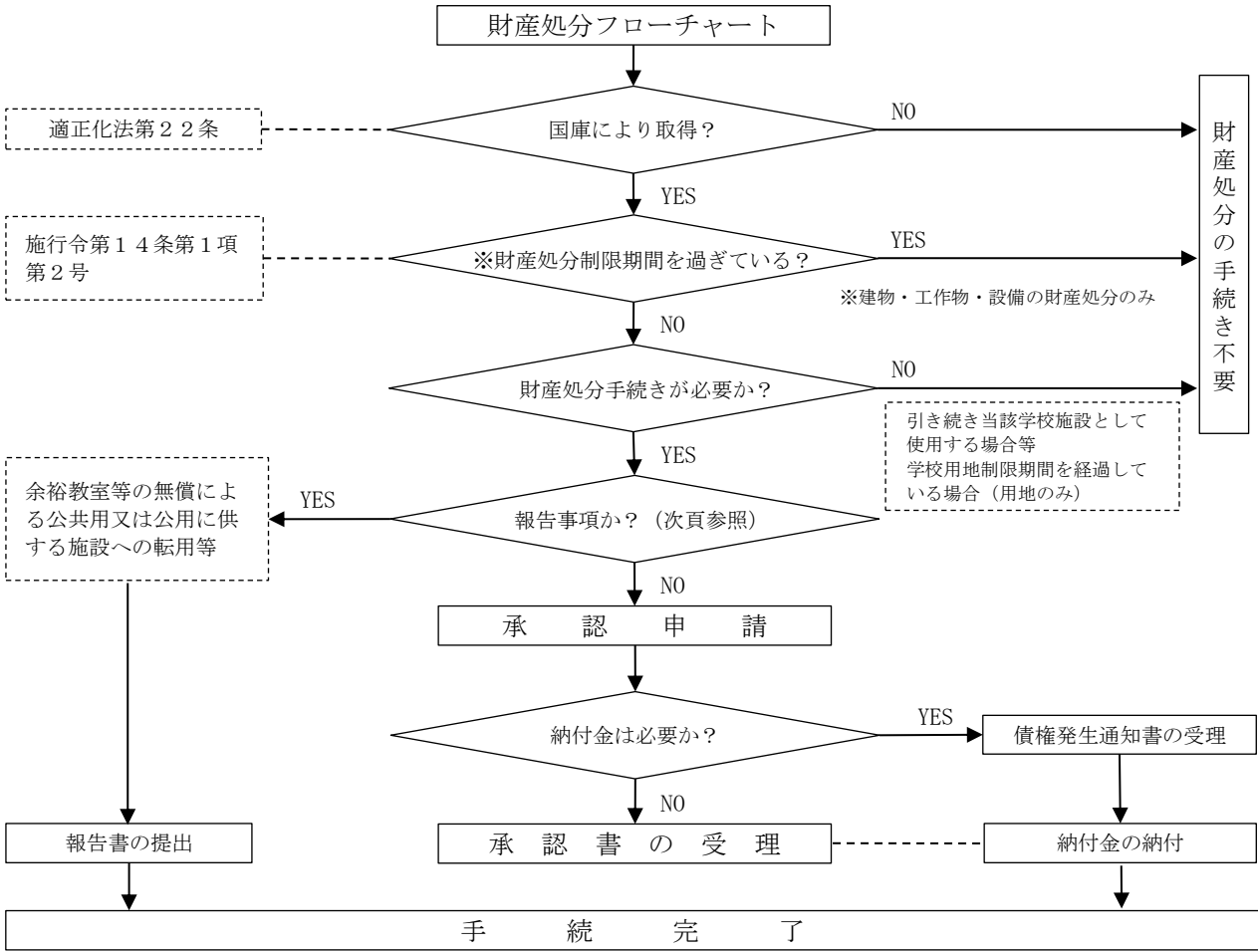


対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等（過疎市町村等が実施する過疎地域等の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象）	過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域遊休施設再整備事業）	総務省	自治行政局 過疎対策室
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農泊推進対策） ②農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	農林水産省	①農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 ②農村振興局 整備部 地域整備課
交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策（木造公共建築物等の整備）	林野庁	林政部 木材利用課
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）等	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	都市局 市街地整備課
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
空家等対策計画に定められた地区において、居住環境の整備改善に必要となる宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）	国土交通省	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土政策局 地方振興課
「地方版総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組	地方創生推進交付金	内閣府	地方創生推進事務局

## ②転用施設の運営に係る補助制度

事業名	所管官庁		対象転用施設等	事業内容
放課後児童健全育成事業	厚生労働省	子ども家庭局 子育て支援課	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る本事業の運営費に対して補助

# 財産処分のフローチャート等



## ・補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金等	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	60	47
		屋内運動場	レンガ増、ブロック造、石造	45	38
		寄宿舎	鉄骨造	40	34
		教職員住宅	木造	24	22
			木骨モルタル造	22	20
		水泳プール		30	30
		鉄棒、バックネット		15	15
		コンピュータ	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	6	4
		コンピュータ（サーバー用等）	その他のもの	6	5
		LL機器		10	10
		火災報知器		8	8
		冷暖房設備	冷凍機の出力が22kW以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
		ボイラー設備		15	15
		エレベーター		17	17
		太陽光発電システム		—	17
芝生		20	20		

① 昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

② 平成14年3月25日文部科学省告示第53号に基づく、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
- ② 別表1「報告事項一覧」に掲げる財産処分
- ③ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

## 報告事項一覧

（別表1）

摘要番号	事 項
1 - (1)	1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄 (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄
1 - (2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
1 - (3)	(3) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
1 - (4)	(4) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
1 - (5)	(5) (1)から(4)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
2 - (1)	2 公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの。 (1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で当該統合等について国庫補助を受けたものの転用
2 - (2)	(2) 学校教育を行うには著しく不相当で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用
2 - (3)	(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用
3 - (1)	3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分 (1) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。
3 - (2)	(2) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。
4 - (1)	4 その他 (1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第2の7の(6)「保有面積の控除（ただしウは除く。）」に定めるもの。）への転用
4 - (2)	(2) 事情変更に伴う建物区分の変更
4 - (3)	(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け (注) 当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。

## 国庫補助制度の変遷

公立学校施設に関する国庫負担（補助）制度については、昭和33年に義務教育諸学校施設費国庫負担法が成立し、これを中心としてほぼ現在の制度が確立されたが、その一部は既に昭和28年から法律上の制度とされており、さらにその前身ともいえるべき予算上の措置は、昭和21年からみられる。これらの沿革の概要は次のようになる。

- 昭和21年 戦災復旧に補助を行う。（補助率2分の1）
- 22年 六三制発足による中学校の不足校舎の整備を行う。（補助率2分の1）
- 23年 六三制整備費に中学校校舎のほか、盲、ろう学校、転用小学校、戦災小学校の整備も含める。（補助率2分の1）
- 25年 六三制整備費に新たに中学校屋体を加える。（補助率2分の1）（積雪寒冷地のみ）
- 27年 中学校屋体を別枠として32年まで予備補助とする。（一般地）
- 28年 ① 従来の予算補助を法制化して国と地方の負担区分を明確にし、負担金を恒久的な制度にするため公立学校施設費国庫負担法を制定する。  
その内容は「義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設2分の1」「公立学校の施設の戦災復旧2分の1」「公立学校の施設の災害復旧3分の2」（負担）とした。
- ② 戦中戦後の蓄積した小中学校の危険校舎の改築について新たに補助を行うこととし、危険校舎改築促進臨時措置法を制定する。（補助率3分の1）（法律補助）
- ③ 児童の自然増に伴う小学校校舎の不足を解消するため新たに補助を行う。（補助率3分の1）（予算補助）
- ④ 幼稚園の整備を行うため補助金を計上する。（定額補助3分の1）（予算補助）
- 29年 へき地教育振興法が制定され小・中学校の集会室について補助を行う。（補助率2分の1）（法律補助）
- 30年 ① 危険法の一部改正を行い高等学校も補助の対象とする。（法律補助）
- ② 小学校校舎の不足の解消を促進させるため公立小学校不正常授業解消臨時措置法を制定する。（28年に予算補助として発足したもの）（法律補助）
- ③ 養護学校の整備に対して新たに補助を行う。（補助率2分の1）（予算補助）
- 31年 ① 学校統合に対し新たに補助を行う。（補助率2分の1）（予算補助、ただし、一部は、新区町村建設促進法により法律補助）
- ② 公立養護学校整備特別措置法を制定する。（予算は30年から計上した）（負担）
- 32年 定時制高校に対し新たに補助を行う。（補助率3分の1）（予算補助）
- 33年 従来の負担法、不正常法、危険法を廃し新たに義務教育諸学校施設費国庫負担法、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法を制定する。義務法には、前年まで予算補助であった中学校屋体、統合学校を加える。（負担・補助率は従前どおり）
- 34年 第一次5か年計画（すし詰め解消時代）を定め整備を促進させる。
- 35年 中学校生徒の自然急増に対処するため、公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法（前向整備）を制定する。（36年度まで）（負担）
- 36年 高等学校生徒の急増に対処するため新たな財源措置を講ずる。その大部分は起債とし、工業高校については補助金を計上し（補助率3分の1）、39年度で打切る。

- 昭和39年 ① 第二次5か年計画（内容充実、社会増対策の時代）を定め整備を促進させる。  
 ② 小学校屋体について新たに負担することとし、義務法の一部改正を行う。負担率は、小学校校舎と同様とし3分の1とする。（負担）  
 ③ 高校のへき地寄宿舎について新たに補助を行う。（補助率3分の1）（予算補助）  
 ④ 小・中学校のへき地における児童生徒を収容するための寄宿舎について新たに補助を行う。（補助率2分の1、集会室等に一括計上）（予算補助）
- 41年 新産業都市等に対し負担（補助）率の引上げを行う。（前年度の負担金の嵩上げ）
- 43年 ① 公害対策として騒音、大気汚染の防止工事等に対し新たに補助を行う。（補助率3分の1）（予算補助）  
 ② 離島振興対策実施地域の小中盲ろう学校建物の新增改築については負担率を3分の2に引き上げる。（負担）  
 ③ ②に伴い、離島の不適格改築、公害防止工事、小中学校へき地寄宿舎新增築補助率を3分の2に引き上げる。（予算補助）
- 44年 ① 第三次5か年計画（過密、過疎対策の時代）を定め整備を促進させる。  
 ② 社会増対策として人口急増市町村の新設校の整地工事に対し新たに補助を行う。（補助率3分の1）
- 45年 ① 過疎地域振興計画に定めた統合学校の建物の整備については負担率を3分の2に引き上げる。（負担）  
 ② 新東京国際空港周辺の整備計画（成田ニュータウン）に定めた小・中学校の整備については負担率を3分の2に引き上げる。（負担）  
 ③ 新産業都市等補助率差額の交付対象に中部圏の都市整備区域等を加える。
- 46年 ① 「児童生徒急増市町村公立小・中学校施設特別整備事業費」として児童生徒急増市町村の小・中学校の用地取得費に対し定額（3分の1相当）を補助する。（予算補助）  
 ② 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、中学校及び盲・ろう・養護の幼・小・中・高等部の公害防止対策事業にあつては国庫補助率を3分の2に、幼稚園、小学校及び高等学校にあつては2分の1にそれぞれ引き上げる。（負担・法律補助）  
 ③ 過疎地域における統合に伴う小中へき地寄宿舎補助率を3分の2に引き上げる。（予算補助）
- 47年 ① 義務法の一部改正を行い、小学校校舎の負担率を2分の1に引き上げた。これに伴い、公害防止対策事業にあつては小学校の校舎の負担率を3分の2に引き上げる。（負担・法律補助）  
 ② 養護法の一部改正を行い、養護学校未設置県解消のため、新設校の負担率を3分の2に引き上げる。（負担）  
 ③ 豪雪地帯対策特別措置法の改正により、特別豪雪地帯の小・中学校の分校の校舎・屋体および小・中学校の寄宿舎の負担率を3分の2に引き上げる。（負担・法律補助）  
 ④ 沖縄の復帰に伴い「沖縄振興開発特別措置法」に基づき小・中学校等の建物に対する補助率を3分の2から10分の9の範囲内で引き上げる。（負担）  
 ⑤ 沖縄県における提供施設に係る公立の小・中学校の代替借用校地の購入費の一部（2分の1）を補助する。（予算補助）
- 48年 ① 義務法の一部改正を行い、小学校屋内運動場の負担率を2分の1に引き上げた。こ

れに関連して、公害防止対策事業にあつては小学校の屋内運動場の負担率を3分の2に引き上げる。(負担・法律補助)

② 義務法の一部改正を行い、児童生徒急増地域の小・中学校校舎の負担率を3分の2に引き上げる。(負担)

③ 養護政令の一部改正を行い、養護学校の整備を促進するため、未設置県に限らず、すべての都道府県立の養護学校建物の新增築の負担率を3分の2に引上げる。(負担)

④ 活動火山周辺地域の小・中学校の建物の改築費の一部(2分の1)を補助する。(予算補助)

昭和49年 ① 水源地域対策特別措置法に定める水源地域整備計画に定めた統合学校の校舎、屋体の整備については負担率を3分の2に引き上げる。(負担)

② 過疎地域にある小・中学校の危険改築事業及び不適格建物改築事業に係る負担率を3分の2に引き上げる。(予算補助)

③ 児童急増地域にある幼稚園園舎の整備事業に係る補助率を2分の1に引き上げる。(予算補助)

50年 特別豪雪地帯の小・中学校(本校)の危険改築事業(校舎・屋体)及び不適格建物改築事業に係る負担率を3分の1から3分の2に引き上げる。(予算補助)

51年 ① 高校生徒数の急増に対処するため、さしあたり5か年間の緊急対策として公私立高等学校建物の新增設費の一部(3分の1)を補助する。(予算補助)

② 振興山村における小・中学校の危険建物改築事業及び不適格建物改築事業の負担率を3分の1から3分の2に引き上げる。(予算補助)

③ 児童生徒急増市町村の用地取得費補助を昭和55年度まで延長する。

52年 政令指定都市が設置する養護学校(小学部及び中学部)の建物の新增築事業について、昭和55年度までの間、都道府県立養護学校の補助率(3分の2)を適用する。(予算補助)

53年 ① 降灰防除地域にある学校の降灰防除施設の整備に要する費用の一部(2分の1又は3分の2)を補助する。(法律補助)

② 義務法の一部改正を行い、児童生徒急増地域の小・中学校校舎の負担率を3分の2に引き上げる措置を昭和57年度まで継続する。(負担)

55年 ① 過疎地域振興特別措置法の制定に伴い、旧法からひきつづき過疎地域振興計画に定めた統合学校の建物の整備について、負担率を3分の2とする。(危険改築等の補助率嵩上げ、寄宿舎については予算補助)

② 地震対策緊急整備事業計画に定めた小・中学校校舎の危険改築について負担率を2分の1に引き上げる。(負担)

③ 地震対策緊急整備事業計画に定めた小・中学校の非木造校舎の補強について2分の1(政令で定める基準に該当する地方公共団体の設置するものにあつては3分の2)を補助する。(法律補助)

56年 ① 公私立高等学校新增設建物に対する補助を昭和60年度まで延長する。(予算補助)

② 児童生徒急増市町村の用地取得費補助を昭和60年度まで延長する。(予算補助)

③ 政令指定都市が設置する養護学校(小学部及び中学部)の建物新增築事業についての負担率を3分の2に引き上げる措置を昭和57年度まで継続する。(予算補助)

- ④ 奄美群島における小・中学校及び盲・ろう学校（小・中学部）の不適合建物改築事業に係る補助率を3分の1から3分の2に引き上げる。（予算補助）

- 昭和57年 ① 小・中クラブハウス整備事業について補助する。（補助率3分の1）（予算補助）  
 ② 屋外教育環境整備事業について補助する。（補助率2分の1、昭和61年度までの5年間）（予算補助）

- 58年 ① 児童生徒急増地域の小・中学校校舎の負担率の引上げ措置を昭和62年度まで継続する。（負担率3分の2（財政力指数が1.00を超える市町村及び政令指定都市は7分の4））（負担）  
 ② 大規模改修費について補助する。（離島、豪雪地帯、台風常襲地域、地震防災対策強化地域の市町村立の義務教育諸学校に限る。）（補助率3分の1、昭和67年度までの10年間）（予算補助）  
 ③ 中・高校セミナーハウス整備事業について補助する。（補助率3分の1、平成4年度までの10年間）（予算補助率）

- 59年 ① 過大規模校（31学級以上）分離の促進のため、急増用地取得費補助制度のもとで、昭和58年度又は昭和59年度までは補助対象となる市町村のうち、財政力指数が0.70以下のものが昭和59年度及び60年度において過大規模校の分離を行う場合には急増市町村なみの補助（補助率2/7）を行うものとする。（予算補助）  
 ② 児童生徒急増市町村における小中学校用地取得費補助に係る交付率については補助率の見直しとの関連において解消する。

（現 行）	→	（改 定 後）
1/3 × 0.85 (0.2833)	分離の場合 既設校用地拡張の場合	2/7 (0.2857) 1/4 又は 1/5
	〔 2,000 m <sup>2</sup> 未満は 対象外 〕	〔 財政力指数が1.00 を超える市町村 〕

- ③ 多目的スペースを確保するための制度改善を行った。  
 a. 教室不足の範囲として、多目的スペースの総面積の不足を加える。  
 b. 多目的スペースを設ける学校の校舎に係る必要面積を引き上げる。
- 60年 ① 昭和60年度の暫定措置として2分の1を超える高率補助金について、補助率を原則として一律10%（2/3→6/10）引き下げる。（児童生徒急増関係（負担率4/7のもののみ）、新東京国際空港関係、活動火山関係、地震関係、沖縄関係及び公立学校施設災害復旧関係を除く。）  
 ② 大規模改修費補助について地域制限を撤廃し全国に拡大する。（補助率については、一般地域は3分の1、財政力指数1.00超の市町村は2/7とする。）（予算補助）
- 61年 ① 昭和61年度から昭和63年度までの暫定措置として、2分の1を超える高率補助金について、補助率を昭和60年度の補助率からさらに引き下げる。（原則2/3→60年度6/10→61～63年度5.5/10）  
 （新東京国際空港関係、活動火山関係、地震関係、沖縄関係（9/10のもの以外）、公立学校施設災害復旧関係を除く。）  
 ② 過大規模校の分離促進のため、急増用地取得費補助制度の内容を改正し、平成2年度まで継続する。具体的には、

- a. 31学級以上の過大規模校の分離に必要な用地取得については、児童生徒急増市町村以外の市町村（過去に急増市町村の指定を受けていない市町村で財政力指数1.00超のものは除く。）も対象とする。
  - b. 児童生徒急増市町村における25～30学級の分離に必要な用地取得については、引き続き補助の対象とする。
  - c. 補助率は2/7とする。ただし、財政力指数1.00超の市町村及び過去に急増市町村の指定を受けていない市町村については1/4とする。（予算補助）
- ③ 高校新增設建物に対する補助を昭和63年度まで継続する。（補助率については、一般は3分の1、財政力指数1.00超の地方公共団体は7分の2とする。）（予算補助）
- ④ 学校施設への木材使用促進対策の一環として、「木の教育研修施設」について補助する。（補助率3分の1、平成4年度まで）（予算補助）
- ⑤ 屋外教育環境整備について補助率を3分の1とする。（予算補助）
- 昭和62年 ① 屋外教育環境整備費補助制度を平成3年度まで5年間延長するとともに、補助対象施設のメニューを拡充する。（予算補助）
- ② 音楽室等の校舎部分を開放するための小中クラブハウスについて新たに補助する。（予算補助）
- 63年 ① 児童生徒急増地域の小・中学校校舎の負担率の引き上げ措置を平成4年度まで継続する。（負担率3分の2（財政力指数が1.00を超える市町村及び政令指定都市は7分の4））（負担）
- ② 部室整備に対し新たに補助を行う。（補助率3分の1、昭和63年度から平成4年度まで）（予算補助）
- ③ 「大規模改修」を「大規模改造」に改称し、補助内容を拡充する。
- 平成元年 ① 高率補助率の引下げ措置を平成2年度まで継続する。
- ② 大規模改造費補助を拡充する。  
 (I) 高等学校等への適用拡大  
 (II) 情報教育に対応するための補助対象工事費の拡大  
 (III) 木造建物への適用拡大
- ③ 降灰除去に要する経費を補助対象とする。（予算補助）
- 2年 ① 小・中学校において、コンピュータ教室を整備する場合、校舎の補助基準面積に所要の面積を加算する。
- ② 中・高校セミナーハウス整備事業を拡大し、「児童生徒交流施設」の整備に対し補助を行う。
- ③ 屋外教育環境整備費補助について、補助対象施設のメニューを拡充するとともに、補助要件を緩和する。
- ④ 過疎地域活性化特別措置法の制定に伴い、旧法から引き続き過疎地域活性化計画に定めた統合学校の建物の整備について、負担率を3分の2（平成2年度10分の5.5）とする。（危険改築時の補助率嵩上げ、寄宿舎については予算補助）
- 3年 ① 高率補助率の引下げ措置を平成5年度まで継続する。
- ② 過大規模校の分離促進のため、急増用地取得費補助整備を平成7年度まで延長する。なお、延長に当たり、制度の見直しを行い、25～30学級の学校の分離を行う児童



生徒急増市町村については、財政力指数1.00以下の市町村に限り補助対象とする。  
(予算補助)

- 平成4年
- ③ 特殊教育諸学校の小学部及び中学部において、コンピュータ教室を整備する場合、校舎の補助基準面積に所要の面積を加算する。
  - ④ 火山の爆発等に伴う応急仮設校舎等の整備に対し新たに補助を行う。(予算補助)
- ① 屋外教育環境整備費補助制度を平成8年度まで延長する。
- ② 高等学校及び特殊教育諸学校の高等部において、コンピュータ教室の整備を図るため、校舎の基準面積を引き上げる。
- ③ 老朽化対応に係る大規模改造事業について、補助対象の重点化を図る(国庫補助対象を建築経過年数20年以上の全面的な改造事業等に限る。)とともに、同補助制度の期限を撤廃する。
- 5年
- ① 児童生徒急増地域の小・中学校校舎の負担率の特例措置を平成9年度まで継続とともに、負担率の見直し(2/3→5.5/10)を図る。
  - ② 児童生徒交流施設整備等補助制度を平成9年度まで延長する。
  - ③ コミュニティ・スクール整備事業を創設する。
  - ④ 高等学校建物の不適格改築について、補助対象の重点化を図る(一定規模(1,000㎡)以上の事業に限る。)
  - ⑤ 高率補助率の見直し措置を行う。(補助率3分の2→10分の5.5)
- 6年
- ① 「学校図書館図書整備新5か年計画」の実施に伴い必要となる図書スペースの確保のため、小中学校校舎の基準面積を引き上げる。
  - ② 大規模改造事業の拡充を図る。
    - (I) L・L専用教室の整備
    - (II) 特別教室・管理諸室の空調施設の整備
    - (III) 特殊教室諸学校のエレベータ等の整備
  - ③ 木造建物の要改築基準点数の1,000点引下げ措置(4,500→5,500点)の制度化を図る。
  - ④ 屋外教育環境整備事業の補助要件を緩和する(単独で実施する場合についても補助対象とする。)
  - ⑤ 公立高等学校危険建物改築等事業の重点化を図り、不適格建物改築事業を一般財源化する。
- 7年
- ① 「学校図書館図書整備新5か年計画」の実施に伴い必要となる図書スペースの確保のため、特殊教育諸学校小中学部の校舎の基準面積を引き上げる。
  - ② 特殊教育諸学校高等部屋内運動場の基準面積を引き上げる。
  - ③ 大規模改造事業の拡充を図る。(補助基本額上限の引き上げ(1億5千万円→2億円))
  - ④ 屋外教育環境整備事業の拡充を図る。  
(屋外運動場のモデル的整備補助対象化、屋外運動広場の廃止)
  - ⑤ 高等学校建物の大規模改造事業を原則として一般財源化する。  
(アスベスト対策工事、コンピュータ教室、LL教室及び空調施設に係るものは存続)  
<補正事業以降>
  - ⑥ 地震防災対策事業の拡充
    - (I) 大規模改造(補強)事業を新たに補助対象とする。

(Ⅱ) 耐力度調査費及び耐震診断費を工事費に含め、補助対象化する。

⑦ 小中クラブハウス整備事業の拡充

備蓄倉庫分としてクラブハウスの基準面積を拡充する。なお、備蓄倉庫を附設するクラブハウスについては、校舎及び屋内運動場の新增改築と同時に行われない事業に

についても補助対象とする。また、新たに特殊教育諸学校も補助対象とする。

⑧ 地震防災対策特別措置法（議員立法）により、地震防災緊急事業5か年計画に定められた事業について、小中学校の木造以外の校舎の補強の補助率が引き上げられる（補助率3分の1→2分の1）。

平成8年

① 小中学校屋内運動場基準面積の改定

小中学校屋内運動場基準面積を引き上げる。

② 障害児に配慮したエレベータ等の設置

障害児等の学習環境の改善・充実を図るため、小中学校等既存校舎のエレベータ等の整備を新たに補助対象化する。

③ 特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業の新設（時限3年）（児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業の廃止）

阪神・淡路地区の復興に伴う新設校等の建設に対応して新たな用地取得費補助制度を新設する。また、開発計画の遅れ等により8年度以降にずれこむ用地買収についても補助の対象とする。

④ 屋外教育環境整備事業を拡充し、防災広場を補助対象化する。

9年

① 小中学校校舎の基準面積の改定

（平均改定率：小学校17.8%、中学校18.3%）

② 屋外教育環境整備事業を平成13年度まで延長する。

③ クラブハウス整備事業を拡充する。

（地域・学校交流センターのモデル的整備）

④ 部室整備事業の廃止

⑤ セミナーハウス整備事業と木の教育研修施設整備事業を木の研修交流施設整備事業に統合する。

10年

① 特殊教育諸学校校舎等の基準面積の改定

（平均改定率：校舎39%、屋内運動場33%、寄宿舎39%）

② 木の研修交流施設整備事業を平成14年度まで延長するとともに、補助メニューの整備合理化を図る。（「集いの木の部屋」と「集いの木の広場」を「木のふれあいの場の整備」に統合）

③ 学校施設複合化推進事業を平成14年度まで延長するとともに、複合化対象施設のメニューに福祉施設を追加する。

④ 高等学校大規模改造事業（コンピュータ教室改造、空調施設整備、LL教室改造、アスベスト対策工事）の単独事業化

⑤ 高等学校屋外教育環境整備事業の廃止（防災広場を除く）

⑥ 校舎クラブハウス整備事業（一般型）の廃止

⑦ 児童生徒急増市町村における新增築事業に係る補助率の嵩上げ（1/2→

5.5/10）を廃止するとともに、過去急増市町村に対し、大規模改造事業に係る補助基本額上限の引き上げ（2億円→3億円）等の特例措置を講ずる。

<補正事業以降>

- ⑧ 専用講堂の整備に要する経費に対し、新たに補助を行う。  
(補助率3分の1、平成10年度から平成14年度まで)(予算補助)

- 平成11年 ① 中等教育学校(後期課程)及び併設型の高等学校の整備に要する経費について新たに補助を行う。(補助率3分の1、平成11年度から平成15年度まで)(予算補助)  
義務法の一部改正を行い、中等教育学校(前期課程)及び併設型の中学校の整備に要する経費について新たに補助を行う。(負担率2分の1)(負担)
- ② クラブハウス整備事業を再編し「地域・学校連携施設整備事業」として整備する。  
(補助率3分の1、平成11年度から平成13年度まで)(予算補助)
- ③ 特殊教育諸学校(幼稚部・高等部)及び幼稚園の基準面積の改定  
(平均改定率:特殊教育諸学校(高等部校舎)27%、幼稚園園舎50%)
- ④ 大規模改造事業(LL専用教室改造、アスベスト対策工事業、中学校のコンピュータ教室改造)の単独事業化
- ⑤ 高校危険建物改築事業(全日制)の単独事業化
- ⑥ 特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業の廃止
- 12年 ① 高等学校建物及びへき地教員宿舎の国庫補助基準面積の改定  
(校舎の平均改定率:37%、へき地教員宿舎60㎡→80㎡)
- ② 学校施設複合化推進事業について、補助対象施設として、保育所、身体障害者更正援護施設等を追加するとともに補助限度額面積の拡充を図る。
- ③ 校内LAN整備に要する経費を補助対象化する。
- 13年 ① 「新世代型学習空間」に係る多目的スペースの加算面積割合を新設するとともに、大規模改造事業により当該空間を整備する場合の補助下限額を1千万円に引き下げる。
- ② 学校施設のバリアフリー化に対する補助対象に、「地域コミュニティの拠点として整備を行う学校」を追加する。
- ③ 「学校トイレの単独改造工事」及び「PCB使用照明器具の交換工事」を補助対象に追加する。
- 14年 ① 「安全管理対策施設工事」を大規模改造事業に追加する。
- ② 「屋外教育環境整備事業」を平成18年度まで延長する。
- ③ 「地域・学校連携施設整備事業」を平成18年度まで延長し、学校施設複合化推進事業と統合再編する。
- ④ 「エコスクール・パイロットモデル事業」を平成18年度まで延長し、木材利用型を追加する。
- 15年 ① 「木の研修交流施設整備事業」が「木の教育環境整備事業」として事業内容を再編し、平成19年度まで延長する。
- ② 新增改築や全面改造等を実施する際の空調工事{夜間電力活用型(蓄熱式)等}を補助対象経費化する。
- 16年 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校の施設整備について、補助年限を延長する。  
(平成20年度まで)
- 17年 「屋外教育環境整備事業」を平成21年度まで延長するとともに、メニュー等の見直しを図る。

- 18年 義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正により、改築や補強、大規模改造等の耐震経費を中心に、一括して交付金を交付する制度が創設され、新增築事業以外全て、「安全・安心な学校づくり交付金」となる。
- 19年 「エコスクール・パイロットモデル事業」を平成23年度まで延長する。

- 平成20年 ① 地震防災対策特別措置法の一部改正により、市町村の財政負担軽減が図られる。地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等の建物（I s値0.3未満）について、  
（Ⅰ）地震補強事業については補助率を2/3（改正前1/2）  
（Ⅱ）コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行う改築事業については補助率を1/2（改正前1/3）とする。
- ② 「木の教育環境整備事業」を平成24年度まで延長する。
- ③ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等の危険改築事業の採択基準（耐力度点数）を5,000点から4,500点に上げる。
- 21年 ① 中学校武道場の新築事業に係る補助率を1/3から1/2に上げる（補助率の引上げについては、平成21年度から平成25年度までの時限措置）。
- ② 地上デジタル放送の整備に関する事業を国庫補助の対象とする（平成21年度から平成23年度までの時限措置）。
- ③ 太陽光発電の整備に関する事業を国庫補助の対象とする。
- ④ 校内LANの新設事業に係る補助率を1/2（改正前1/3）とする。ただし、へき地の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程（財政力指数が0.50以下である市町村の区域内にあるものに限る）については、2/3とする。  
※ 平成21年度補正予算から平成23年度までの時限措置。
- 22年 屋外教育環境の整備に関する事業について、補助の期限を平成22年度から平成26年度まで延長する。
- 23年 学校耐震化・老朽化対策をより一層推進するため、これまでの「安全・安心な学校づくり交付金」に代わり、新たに「学校施設環境改善交付金」を創設する。
- ① 実施設計費・基本設計費等に関する補助対象範囲を拡充する。（上限1%の撤廃等）
- ② 大規模改造事業（老朽）において、エコ改修工事を追加する。
- ③ 大規模改造事業（質的整備）において、木造建物の改造を廃止する。
- 24年 ① 建築非構造部材の耐震化、屋外防災施設、自家発電設備の整備等からなる「防災機能強化事業」を創設する。  
※ これに伴い、大規模改造事業（質的整備）の安全管理対策施設整備工事は、防犯対策施設整備工事とし、屋外教育環境施設整備事業から防災広場を削除する。
- ② 太陽光発電等導入事業の対象として、風力発電設備及び太陽熱利用設備を加えるとともに、太陽光発電設置校への蓄電池単独の整備も補助対象とする。
- ③ 校内LANの新設事業を廃止し、大規模改造事業（質的整備）の校内LAN整備工事とする。（新設・既設の区分けが無くなる。）
- ④ 地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業を廃止する。
- ⑤ 地域・学校連携施設整備事業の補助時限を平成28年度まで延長する。

- ⑥ 「地域自主戦略交付金」が拡充され、学校施設環境改善交付金事業のうち、都道府県及び政令指定都市に交付するものの一部がその対象となる。
  - ⑦ 「エコスクール・パイロットモデル事業」を平成28年度まで延長する。
- 25年
- ① 長寿命化改良事業を創設する。
  - ② 木の教育環境整備事業の補助時限を平成29年度まで延長する。
  - ③ 耐震補強事業の対象となる補強内容及びその関連工事について記述を明確化する。
- 平成26年
- ① 津波移転改築事業を創設する。
  - ② 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業を創設する。
  - ③ 産業教育施設整備事業の補助対象から特別装置を除外する。
  - ④ 中学校武道場の新築事業について、平成21年度から平成25年度まで1/2としていた補助率を1/3とする。
- 27年
- ① 不適格建物の改築事業に津波浸水想定区域内にある建物の移転又は高層化に係る事業を対象に加える。
  - ② 幼稚園を対象とする事業について、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も対象に加える。
  - ③ 長寿命化改良事業の条件から耐力度調査が撤廃され、建築後40年以上の建物であることを追加する。
  - ④ 大規模改造(老朽)の施工割合の条件を変更する。  
(変更前) 内部又は外部のいずれかがそれぞれ70%以上  
↓  
(変更後) 内部又は外部のいずれかがおおむね70%以上であり、かつ、もう一方の施工割合がおおむね50%以上であるもの
  - ⑤ 「学校統合に伴う既存施設の改修事業」を創設する。  
※ これに伴い、大規模改造(統合)を、大規模改造から削除する。
  - ⑥ 屋外教育環境の整備事業の補助時限を平成31年度まで延長する。
  - ⑦ 防災機能強化事業の建築非構造部材の耐震化工事に、非構造部材と関連する構造体の落下防止工事を追加する。
- 28年 義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金において、小学校・中学校と同等の内容で義務教育学校を位置付ける。
- 29年 地域・学校連携施設整備事業の補助時限を平成33年度まで延長する。
- 30年
- ① 小学校の特別教室の種類に「外国語教室」を加える。
  - ② 木の教育環境整備事業の補助時限を平成34年度まで延長する。
  - ③ 建物の面積について、新たに新築、増築、改築を行う建物のうち、平成30年度以降に実施設計に着手する建物を対象に、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号(ただし書きを除く。)の基準に合わせるよう改める。
  - ④ 耐力度調査について、近年の地震被害等に基づく知見及び建築基準法・告示の改正を踏まえて、経過年数よりも、建物の長寿命化等を見据えて建物の健全性を客観的に評価できるよう改正する。
  - ⑤ 学校施設を整備する際の特別の理由がある場合に発生する特例資格が発生する改築事業を拡充する。  
(変更前) 危険建物の改築  
↓

(変更後) 改築(不適格改築の全面改築の要件を満たすもの及び適正配置条件を満たすものを除く)

⑥ ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業を創設する。

令和元年

① 学校施設環境改善交付金の交付対象経費算定にあたり、配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費に算定割合を乗じた額を比較し、事業ごとに算出した総和を比較して少ない方の額を採用する方式から、事業ごとに比較して少ない方の額の総和を採用する方式に変更する。

② 大規模改造(老朽)のうちエコ改修工事及び大規模改造(質的整備)のうち余裕教室については、建築全体の改修工事への集約を行うため補助メニューを削除する。

③ 大規模改造(質的整備)のうち、建物の校内LAN整備に係る工事については、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事への集約を行うため補助メニューを削除する。

令和2年

① 長寿命化改良事業を制度拡充し、効率的・効果的に施設の長寿命化を図ることを目的として予防改修事業を創設。

② 大規模改造(老朽)事業を長寿命化改良事業の制度拡充にあわせて、補助事業を集約し、令和4年度までの移行期間を経て廃止。

③ 屋外教育環境事業の令和元年度までの補助時限に対し、補助対象をグラウンド等に絞ったうえで、令和6年度まで補助時限を延長。

④ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修について、令和2年度から令和6年度までに実施されるものに限り、交付金の算定割合を1/3から1/2へ嵩上げ。

⑤ 長寿命化改良等の改修比率を用いる事業について、校舎の建築単価に空調設置に伴う経費を加味したことに伴い、校舎の単価構成比率を改正。

⑥ 新增改築事業等における地域材加算として、現行2.5%の加算としているところ、令和2年度から5.0%への加算とする。

⑦ 大規模改造(質的整備)に、学校給食施設における空調設備の設置に関する事業を追加する。

⑧ 大規模改造(質的整備)において、学習系ネットワークの円滑化整備に関する事業の実施を可能とする。

⑨ 産業教育施設の整備に、デジタル化に向けた産業教育装置の整備に関する事業を追加する。

⑩ 社会体育施設における空調設備の設置に関する事業を新たに補助対象とする。

令和3年

① 大規模改造(質的整備)のうち、障害児等対策施設整備工事(バリアフリー化工事)の算定割合を1/3から1/2へ嵩上げ。

② 中学校武道場新改築事業の対象となる武道場の範囲を拡大。

③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に伴い、特定市町村及び特別特定市町村については、それぞれ令和8年度及び令和9年度までの間において経過措置を講じる。